

児童虐待とその予防・早期発見策について

池田 凌成

- 1 はじめに
- 2 児童虐待の概要と種類
- 3 虐待の現状
- 4 虐待が子供に与える影響
- 5 現在の対策とその課題
- 6 今後の対策
- 7 おわりに

1 はじめに

児童虐待は、子供の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、社会全体の将来にも悪影響を与えるかねない重大な問題である。近年、児童虐待は年々増加しており、被害が深刻化する前の予防及び早期発見の重要性が一層高まっている。

また、非行少年の多くが虐待経験を有していることが指摘されており、児童虐待と少年非行との間には明確な関連性が認められる。このことから、児童虐待を防止することは、子供の健全な成長を守るだけでなく、将来的な少年非行の抑止にも大きく寄与すると考えられる。

本レポートでは、まず児童虐待の概要と種類について整理し、次にその現状および子供に与える影響を明らかにする。そのうえで、現在実施されている対策とその課題を検討し、今後求められる対策について論じる。

2 児童虐待の概要と種類¹

¹ 【文部科学省（2012年9月）「虐待の基礎的理解」、〈01 虐待の基礎的理解 ノート版〉（2026年1月25日閲覧）。】

児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して行う虐待行為を指し、主に四つに分類される。すなわち、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待である。

身体的虐待とは、殴る、蹴るなど、子供の身体に痛みや傷を与える行為である。性的虐待とは、子供に対して性的な行為を行ったり、それを見せたりする行為を指す。ネグレクトとは、食事を与えない、病院に連れて行かない、学校に行かせないなど、養育を放棄する行為である。心理的虐待とは言葉による暴力、無視、脅し、子供の前での家庭内暴力（DV）など、子供の心を傷つける行為をいう。

3 虐待の現状²

児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加傾向にある。平成26年度には約6万6千件であった相談件数は、令和5年度には22万5千件にまで増加しており、およそ3倍以上となっている。少子化が進行する日本社会において、児童虐待が増え続けている現状は極めて深刻である。

虐待の種類別にみると、最も多いのは心理的虐待であり、児童相談所が対応した児童虐待相談件数の約6割が心理的虐待に該当している。このことから、外部から把握しにくい心理的虐待が増加している実態がうかがえる。

4 虐待が子供に与える影響³

虐待が子供に与える影響は、虐待の内容や期間、子供の性格などによって異なるものの、主に身体的、知的、心理的な側面に現れる。

身体的影響としては、打撲ややけど、骨折などの外傷に加え、栄養障害や成長不良が生じる場合がある。愛情不足によって成長ホルモンの分泌が抑制され、身長や体重の増加が妨げられるケースも報告されている。さらに、重度の身体的虐待においては、生命にかかわる事態に至ることもある。

² 【子供家庭庁（2025年3月27日）「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」、〈令和5年度児童虐待相談対応件数

³ 【厚生労働省（2013年8月23日）「子供虐待とは」、〈Microsoft Word - ★250822【発出版】子ども虐待対応の手引き

知的発達への影響としては、安心できない家庭環境の中で学習に集中できず、学校に通えないなど、十分な発達が阻害される場合がある。また、発達段階に合わない要求を受けたり、会話が少ないとにより、知的刺激が不足することもある。

心理的影響としては、他者との信頼関係を築くことが困難になったり、「自分が悪いから虐待される」という認識を持つことで自己評価が低下する傾向がみられる。また、暴力を問題解決の手段として学習してしまい、攻撃的な行動を示す場合や、周囲の大人の顔色を過度にうかがう「偽成熟性」が現れることもある。このように、虐待は子供の心理的発達や社会的関係、自己肯定感にまで深刻な影響を及ぼす。

5 現在の対策とその課題⁴⁵

現在、児童虐待防止を目的として、複数の制度や取り組みが実施されている。全国共通ダイヤルである「児童相談所虐待ダイヤル 189」により、24 時間体制で虐待に関する相談や通報が可能となっている。また、学校の教職員や医師などには、児童福祉法に基づく通告義務が課されており、虐待を発見した場合には関係機関への通報が義務付けられている。さらに、児童相談所と警察が連携し、通報や一時保護を行う体制も整備されている。加えて、児童手当やひとり親家庭支援などの経済的支援制度を設けられており、家庭環境の改善や生活の安定を図るための施策が行われている。

しかし、これらの取り組みには課題も存在する。第 1 に、虐待は家庭内で発生することが多く、外部から発見されにくいため、通報される時点ですでに虐待が長期化・深刻化している場合が少なくない。第 2 に、心理的虐待やネグレクトは、子供自身が虐待を受けていると認識できないことがあり、自ら助けを求めることが困難である。その結果、児童本人による通報や相談は全体の 1.4% にとどまっている。第 3 に、経済的支援や福祉サービスが申請主義であるため、情報弱者や困窮家庭には支援が届きにくいという問題がある。

⁴ 【子供家庭庁「児童虐待防止対策」、
〈<https://www.bing.com/ck/a?!&p=5afc2fbb1fc8fb2ba2f054f561955d4d3f0885927e8f5fe5b2867395bc457e39JmltdHM9MTc2OTIxMjgwMA&ptn=3&ver=2&hsh=4&fclid=274306ce-c31d-6991-1f2c-1441c26e6844&psq=%e5%85%90%e7%ab%a5%e8%99%90%e5%be%85%e9%98%b2%e6%ad%a2%e5%af%be%e7%ad%96&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cuY2ZhLmdvLmpwL3BvbGliaWVzL2ppZG91Z3lha3V0YWkv>〉(2026年1月25日閲覧)。)

⁵ 【子供家庭庁・前脚注(2)。】

6 今後の対策

今後求められる対策の1つとして、学校における家庭環境アンケートの導入が挙げられる。虐待の早期発見を実現するためには、子供の些細な変化やサインに気づく仕組みを整えることが不可欠である。特に心理的虐待は本人が自覚しにくく、家庭内での安心感や精神的な抑圧の有無を間接的に把握する質問が有効である。

具体的には、「家族がいるときに怖い、又は緊張することはあるか」、「家で怒鳴り声を聞くことはよくあるか」、家族から心が傷つく言葉を言われたことがあるか」、「家族が自分を無視することがあるか」といった質問が考えられる。これらのアンケート結果を児童相談所が分析することで、虐待や家庭環境の異変を早期に把握できるだけでなく、学校との連携が強化され、個別面談や支援につなげやすくなる。

第2の対策として、警察による児童向けの虐待セミナーの実施が考えられる。この取り組みは、子供自身が「これは虐待かもしれない」と気づくきっかけを与えることを目的とするものである。特に心理的虐待や言葉の暴力は、本人が虐待として認識しにくいため、早期発見のためには子供に対する正しい知識の提供が重要である。

セミナーの内容については、小学校低学年を対象とすることから、絵本や紙芝居、アニメーションなど、視覚的に理解しやすい教材を用いることが有効であると考えた。「痛いことや怖いことは危険である」という認識を感覚的に理解させるとともに、クイズなどを取り入れることで、「これは安全なのか、それとも虐待なのか」を子供自身が考える機会を設ける。また、セミナーの最後にはどこに助けを求めればよいのかを具体的に示し、安心して相談できる環境を整える必要がある。

第3の対策として、国による経済的支援の自動化が挙げられる。現行制度では申請を前提としているため、支援が必要な家庭に必ずしも支援が届くとは限らない。特に、情報不足や手続きの負担により、支援を受けられずに孤立する家庭も存在する。そこで、マイナンバーなどの所得データを活用し、支援対象となる家庭に対して自動的に児童手当などの経済的支援を提供する仕組みを構築することが重要である。これにより、経済的困窮を背景としたネグレクトや虐待の発生を未然に防ぐことが可能である。

7 おわりに

現在の児童虐待対策は、通報や申請を前提とした制度設計となっており、虐待の早期発見や未然防止には限界がある。そのため、子供自身が自らの置かれた状況に気づき、助けを求

めるようにすること、さらに学校や国がリスクを早期に察知し、適切な支援につなげる体制を整備することが不可欠である。

これらの取り組みは、児童虐待の被害を減少させるだけでなく、子供自身の健全な発達を支え、将来的な少年非行の抑止にもつながる重要な施策であると言える。